

スキル向上支援サービス利用規約

以下のスキル向上支援サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、キャノンシステムアンドサポート株式会社（以下「当社」といいます）がお客様に対して提供する第2条に定める本サービス内容及び条件を定めたものです。お客様は、「本サービス」の提供を希望する場合、本規約に同意されるとともに、本規約表面の注文書（以下「本注文書」といいます）に必要事項を記載のうえ、申込手続を行うものとします。かかる申込手続が行われた時点で、お客様は、本規約に同意したものとみなされます。

第1章 総則

第1条（適用）

1. 当社は、本規約に基づき、利用契約を締結した契約者に対して「第3章 サービス」に定める本サービスを提供します。
2. 当社が契約者に対して行う第3条（通知）に基づく通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途定める本サービスの案内等で規定する本サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知（以下「利用条件等」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。
4. 利用条件等又はサービス仕様書に本規約と異なる定めがある場合は、利用条件等又はサービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用にあたり、利用契約等を順守するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、それぞれ次の各号に規定するのとおりとします。

(1) 本サービス	本規約に基づき当社がサービス提供者として契約者に提供する教育コンテンツ配信サービスである「スキル向上支援サービス」
(2) 本件コンテンツ	本サービスにおいて当社が提供する学習コンテンツをいいます。
(3) サービス仕様書	本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、その他の諸条件を記載した文書
(4) 契約者	本規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
(5) 利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間で締結される本サービスの提供に関する契約
(6) 利用契約等	本規約、利用契約、利用条件等及びサービス仕様書
(7) 契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するハードウェア、電気通信設備及びソフトウェア
(8) 本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するハードウェア、電気通信設備及びソフトウェア
(9) 視聴URL	契約者等が本サービスにおける本件コンテンツを視聴するために、当社が用意する専用WebサイトのURL
(10) ID	契約者とその他のものを識別するために用いられる符号
(11) パスワード	IDと組み合わせて、契約者とその他のものを識別するため

	に用いられる符号
(1 2) 認定利用者	契約者の役員及び従業員（以下総称して「従業員等」といいます）並びに契約者が従業員等と同等に本サービスの利用を認める派遣労働者
(1 3) 契約者等	契約者及び認定利用者
(1 4) ライセンサー	当社に対し、本サービス提供に必要となるサービス及び技術の販売、提供、利用等の権利を提供・許諾する個人又は法人
(1 5) 再委託先	第20条の規定に従い、当社が本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を委託する第三者

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に別段の定めがない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が任意に定める方法によりなされるものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当社の契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載がなされた時点から効力が生じるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、原則として効力発生日の30日以上前に、変更後の規約を前条第1項に基づき当社が任意で定める方法で契約者に通知することにより本規約を変更することができるものとします。当社が本規約を変更した場合には、契約者は、変更後の本規約に従い本サービスを利用するものとします。
2. 契約者は、変更後の本規約に同意できないときは、効力発生日までに当社に通知することにより、本規約を解約することができます。なお、変更後の本規約の効力発生日以降、契約者が本サービスを利用した場合は、契約者は変更後の本規約の内容を承認したものとみなします。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ることなく、利用契約等上の地位、利用契約等に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第6条（合意管轄）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条（協議）

利用契約等に定めのない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上解決するものとします。

第2章 契約の締結等

第9条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、契約者が本注文書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 前各項その他本規約の規定にかかわらず、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本注文書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合
 - (2) 契約者が申込み時点又は将来において利用料金等の支払を怠るおそれがある場合
 - (3) 契約者が過去当社との取引にかかる契約に違反していたことが判明した場合
 - (4) 第40条（反社会的勢力の排除）に定める保証、表明に反する事実があった場合
 - (5) 前各号の他、本サービスの申込みを承諾することが、当社の業務遂行上著しい支障が生じる場合、若しくは生じるおそれがある場合、又は当社が不相当と判断した場合

第10条（認定利用者による利用）

契約者は、自己の責任において、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第11条（申込内容の変更及び通知）

1. 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新の状態に保つものとし、本注文書の記載事項（商号若しくは名称、本社所在地若しくは住所、部署名、又は電話番号等）について変更が生じたときは、当社が定める方法により速やかに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に基づく通知を怠ったことにより通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第12条（利用期間）

本サービスの利用期間は、本件コンテンツごとに利用契約に定めるものとし、すべての本件コンテンツの視聴期間が終了するまで存続するものとします。契約者が、かかる利用期間終了後も本サービスを継続して利用することを希望する場合、契約者は、かかる利用期間満了の10日前までに、第9条の規定に従い、再度当社に対して利用契約の申込手続きを行うものとします。なお、その場合であっても、同条第3項の規定により、かかる申込を承諾しないことがあります。

第13条（契約者からの利用契約の解約等）

1. 契約者は、当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。利用契約は、契約者から当社に解約の申込みが到達し、当社による所定の手続きが完了した時点で終了するものとします。なお、本項により利用契約が解約される場合、当社はいかなる場合においても契約者に対し本サービスの未利用期間に対応する利用料金相当額を返金しないものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第14条（当社からの利用契約の解約・解除等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、催告等何等の手続きを要することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、併せて自己が被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - （1）本注文書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合（但し、軽微な場合を除きます。）
 - （2）第24条（利用料金の支払）に基づく利用料金の支払を遅滞した場合
 - （3）関係法令、利用契約等に違反し、又は著しい背信行為を行った場合
 - （4）手形若しくは小切手の不渡りを出すなど支払停止状態に陥った場合
 - （5）金融機関より取引停止処分を受けた場合
 - （6）破産手続開始、民事再生開始、或いは会社更生手続開始の申立てを行い又は第三者より申立てを受けた場合
 - （7）第三者より仮差押、仮処分、差押、滞納処分その他行政又は司法による強制的な手続を受け、利用契約の義務を履行できない場合
 - （8）監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - （9）解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - （10）第30条（禁止行為）に定める禁止行為を行った場合
 - （11）前各号の他、本サービスの提供を継続し難い重大な契約違反が認められた場合
2. 前項により利用契約が解除された場合、当社は契約者に対し本サービスの未利用期間に対応する利用料金相当額を返金しないものとします。また当該利用契約の解除により、契約者等又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、第1項各号の一にでも該当した場合には、利用契約より生じる一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を支払うものとします。

第15条（契約終了後の措置）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供された全ての資料等（当該資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還するものとします。
2. 利用契約終了後も、第5条（権利義務譲渡の禁止）、第6条（合意管轄）、第7条（準拠法）、第25条（遅延利息）、第30条（禁止行為）、第33条（損害賠償の制限）、第34条（免責）、第35条（保証の否認）、第36条（秘密情報の取扱い）、第37条（契約者情報の取扱い）、第38条（知的財産権）、第40条（反社会的勢力の排除）及び本条の規定については、それぞれの規定に定める期間又は対象事項が消滅するまで有効に存続するものとします。

第3章 サービス

第16条（本サービスの種類と内容）

1. 契約者は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとします。
 - （1）第34条（免責）に掲げる場合を含め、本サービスに当社、ライセンサー又は再委託先に起因しない不具合が生じる場合があること

- (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社、ライセンサー及び再委託先は一切その責を免れること
 - (3) 本サービスはインターネットなどの通信回線を通じて非独占的に契約者等へ提供されるサービスであり、契約者設備の性能又は本サービス用設備の利用状況などにより本サービスの品質が変化し得るものであること（サービス仕様書又は特約に別段の定めがある場合はこの限りではありません）
2. 当社が契約者に提供する本サービスの種類及び内容は利用契約等に定めるものとし、次の事項については、利用契約又はサービス仕様書において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとし、
- (1) 契約者設備及び本サービス用設備の接続サービスに関する問い合わせ及び障害対応
 - (2) 契約者設備のハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせ及び障害対応
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等にかかる問い合わせ

第17条（サービス仕様書の変更）

1. サービス仕様書は、予告なく変更されることがあります。サービス仕様書が変更された場合、本サービスの提供は、当該変更後のサービス仕様書によるものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの変更が契約者に対して不利益を生じさせると判断した場合（但し、軽微なものを除きます。）、第4条（本規約の変更）の規定に準じて契約者に通知するものとし、

第18条（本サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとし、

第19条（本サービスにかかる著作権等）

1. 本件コンテンツに関する著作権等は、当社又はライセンサーに帰属するものとし、
2. 契約者は、本件コンテンツを複製、翻案、公衆送信、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、解析等してはならないものとし、

第20条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、当社の責任において当社指定の再委託先に再委託できるものとし、

第21条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、事前に又は緊急の場合は事後に契約者に通知することにより本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとし、
 - (1) 本サービス用設備の保守点検を定期的に若しくは緊急に行うとき
 - (2) 契約者設備に障害が発生し、本サービスの提供が困難になったとき
 - (3) 登録電気通信事業者その他の電気通信事業者が電気通信回線の役務、サービスの提供を中止することになり、本サービスの提供が困難になったとき
 - (4) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、停電、火災、地震、伝染病その他不可抗力により本サービスの提供が困難になったとき（ウイルス、ワーム、トロイの木馬等の不正プログラム及びスパイウェア

による場合を含みます)

- (5) 当社が第30条（禁止行為）に定める契約者による禁止行為を認識したとき
 - (6) 当社の責によらずして、契約者設備又は本サービス用設備に障害が発生したとき
 - (7) 運用上又は技術上のやむを得ない理由により、本サービスの提供が困難になったとき
2. 当社は、契約者が第14条（当社からの利用契約の解約・解除等）第1項各号のいずれかに該当する場合、又は契約者が利用料金の支払を遅滞し、その他利用契約等に違反した場合には、催告等何等の手続きを要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 3. 当社、ライセンサー及び再委託先は、前二項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できないことにより契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第22条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、当社が定める方法により契約者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 第21条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）第1項第4号に規定する事由により本サービスを提供できない場合
 - (2) 本サービス用設備に供されるハードウェア又はソフトウェアについて、当該ハードウェア又はソフトウェアの供給元から保守サービス等を受けることができなくなった場合
 - (3) 前各号の他、当社が本サービスの運営上廃止が必要と判断した場合
2. 前項の規定に基づき本サービスの全部又は一部が廃止された場合、当該本サービスの全部又は一部にかかる契約は自動的に終了するものとします。

第4章 利用料金

第23条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、認定利用者数及びその利用する本件コンテンツに基づき算出するものとし、本注文書に定めるものとします。
2. 契約者は、利用契約等に基づく本サービスの利用料金及び消費税等相当額を一括して当社に支払うものとし、当社は、その暦日数に対応する額の日割計算等を行わないものとします。
3. 利用料金及び消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により1円単位とする。
4. 本サービスの利用期間において、第21条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、利用期間中の利用料金の支払を要するものとし、利用契約等において別段の定めがある場合を除き、当社は、当該本サービスを利用できない状態となった日数に対応する日割計算を行わないものとします。
5. 本サービスの利用開始後、利用契約等において別段の定めがある場合を除き、理由の如何にかかわらず、当社は受領した利用料金を返金しないものとします。
6. 内外法令の制定・改廃による公租公課の増加、戦争その他の非常事態による急激なエネルギー等の高騰等、経済情勢の変動により、利用料金が不相当となった場合、当社は、利用契約等の期間内であっても、利用料金を変更することができるものとします。

第24条（利用料金の支払）

契約者は、当社から受領した請求書に記載される支払条件に従い、利用料金及び消費税等相当額を当社指定の金融機関口座に振込む方法により当社に支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者が負担するものとします。

第25条（遅延利息）

1. 契約者が本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日を過ぎてもなお弁済しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から完済の日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第5章 契約者の義務等

第26条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 契約者は、契約者等の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害を賠償するものとします。

第27条（担当者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する担当者を本注文書に定めるものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として担当者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、担当者に変更が生じた場合、当社に対し、当社が定める方法により速やかに通知するものとします。

第28条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の責任と費用において、契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備を通信回線に接続するものとします。
3. 契約者設備及び本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。

第29条（視聴URL、ID及びパスワード）

1. 当社は、利用契約成立後、契約者に対して視聴URL、ID及びパスワードを当社所定の方法により通知するものとします。
2. 契約者は、認定利用者に対して開示する場合を除き、視聴URL、ID及びパスワードを第三者に開示、

貸与、譲渡、売買等しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。視聴URL、ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者及び契約者以外の者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 第三者が契約者のID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由により当該ID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第30条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為を行わないものとします。
 - (1) 当社、ライセンサー、再委託先又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社、ライセンサー及び再委託先又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社、ライセンサー及び再委託先又は第三者を差別し、若しくは誹謗中傷・侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (5) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (6) 利用契約に定める認定利用者数を超える人数の認定利用者に本サービスを利用させる行為
 - (7) 当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (9) 通信回線に過大な負荷を生じさせる等、第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (10) 本サービスの全部又は一部の消去、改ざん、転載、複製、解析、改変、翻訳、貸与、販売、配布及び派生的なコンテンツを作成する行為（第19条（本サービスにかかる著作権等）第2項に規定する行為を含みます）
 - (11) 当社又はライセンサーが表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
 - (12) 本サービスの有効性、性能若しくは機能をモニタリングすること自体を目的とし、ベンチマーキング若しくは競業その他不正な目的をもって自ら又は第三者をして本サービスを利用する行為
 - (13) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられる場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
 - (14) 前各号の他、法令若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は他者に不利益を与える行為
 - (15) 前各号の他、社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等が第1項各号のいずれかに該当する行為を実施しているおそれがあると判断する場合は、利用者に対し報告を求めることができ、また、契約者から事前の承諾

を得たうえで、契約者の事業所等を監査することができ、契約者はこれに協力するものとします。

4. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
5. 当社は、契約者の行為又は契約者が提供若しくは送受信する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報を監視する義務を負いません。また、第1項各号のいずれかに該当する行為が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復する義務を負いません。

第6章 当社の義務等

第31条（善管注意義務）

当社は、本サービスの提供期間中、利用契約等に従い、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第32条（本サービス用設備の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧するものとします。
2. 当社は、本サービス用設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、当該通信回線を提供する事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
3. 前各項の他、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定し、それを実施するものとします。

第7章 損害賠償等

第33条（損害賠償の制限）

当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、契約者が直接被った現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、損害発生の直接の原因となった当該本件コンテンツに関する本サービスの利用料金相当額を限度とします。なお、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第34条（免責）

1. 当社、ライセンサー及び再委託先は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 第14条（当社からの利用契約の解約・解除等）第1項に基づく利用契約の解除
 - (2) 第21条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）第1項に基づく本サービスの提供停止
 - (3) 第22条（本サービスの廃止）に基づく本サービスの廃止及び利用契約の解約
 - (4) 第30条（禁止行為）第1項各号の規定に対する契約者による違反
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までの電気通信回線サービスの不具合、その他接続環境の不具合
 - (7) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス、ボットなどの攻

撃に対する、未知の脆弱性

- (8) 当社が定める手順等を契約者等が順守しないこと
 - (9) 電気通信事業者が提供する電気通信役務・サービスの不具合
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 本サービスの提供に伴い契約者及び当社間にて授受される物品に関して、当社、ライセンサー又は再委託先の責に帰し得ない事由により紛失等の事故
 - (12) その他当社、ライセンサー又は再委託先の責に帰し得ない事由
2. 当社、ライセンサー及び再委託先は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について、一切責任を負わないものとします。
 3. 当社は、利用契約等の変更等により契約者設備等の改造又は変更等を要することになる場合であっても、その改造又は変更等に要する費用について負担しないものとします。

第35条（保証の否認）

1. 契約者は、本サービスが契約者の期待する特別の機能・性能・価値を有すること又は契約者の特定の目的・効果・利益その他の要求を満足させることを保証するものではないことをあらかじめ確認するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供が一時的な中断、停止及び廃止されないことを保証するものではありません。

第8章 秘密情報等の取扱い

第36条（秘密情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」といいます）を、利用契約の有効期間中、本サービス遂行の目的以外に使用せず、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、当該目的遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員（以下、契約社員、派遣社員、臨時従業員を含みます）以外の第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
 - (2) 開示後、秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 開示された秘密情報を利用することなく受領者が独自に開発した情報
2. 前項の規定にかかわらず、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、受領者は、当該裁判所、行政機関等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合、受領者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するよう努めるものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 受領者は、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「秘密資料」といいます）を複製することができるものとします。この場合、受領者は、当該複製された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製が必要な場合は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得るものとします。

4. 第1項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、ライセンサー及び第20条（再委託）所定の再委託先に対して、本サービス遂行のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができます。但し、この場合、当社はライセンサー及び再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密義務と同等の義務を負わせるものとします。
5. 契約者及び当社は、利用契約が終了したとき、相手方から要請があったとき、又は本サービス提供のために必要がなくなったときは、相手方の指示に従い、秘密情報、秘密資料及びその複製物を返還又は破棄するものとします。

第37条（契約者情報の取扱い）

1. 当社は、契約者が本サービスの申込時等に提供した情報及び契約者等による本サービスの利用履歴等の情報（総称して、以下「契約者情報」といいます。）を適正に管理することに努めます。
2. 当社は、本サービスの提供その他当社の別サービスや商品等を案内する目的の範囲内で、契約者情報を利用することができるものとし、契約者はこれに異議なく同意するものとします。
3. 当社がお預かりする契約者情報に、認定利用者の個人情報が含まれる場合の取扱いについては、以下に定める当社所定の個人情報保護方針等に従うものとします。
「個人情報保護方針」

「個人情報の取り扱いについて」

4. 当社が契約者に対して、契約者情報の確認または再提供を求めた場合、契約者は、合理的な拒否の理由がない限り、これに協力するものとします。

第9章 その他

第38条（知的財産権）

1. 本サービスに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の産業財産権、著作権、ノウハウ、トレードネーム、ロゴその他の一切の権利（以下「知的財産権等」といいます）は、当社又はライセンサーに帰属します。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本サービスに関する知的財産権等の権利を取得するものではないことをあらかじめ承諾するものとします。

第39条（輸出管理）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、日本の外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する政省令、並びに各国の安全保障輸出管理に関する法令（以下「輸出管理法令」といいます）を順守するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかの行為を行わないものとします。
 - （1）輸出管理法令に定める許可の取得が必要な認定利用者に対し、当該許可を得ることなく利用させること
 - （2）輸出管理法令に定める許可の取得が必要な利用目的に関して、当該許可を得ることなく本サービスを利用すること
3. 契約者は、認定利用者が輸出管理法令に定める非居住者である場合、又は認定利用者が海外において本

サービスを利用する場合は、本サービスの利用開始前に当社に通知するものとします。

4. 契約者は、当社が輸出管理法令を順守する上で必要な情報の提供等を要請した場合、これに協力するものとします。

第40条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自己又はその取締役、執行役、支配株主その他経営に実質関与する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じとします）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）利用契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の名誉・信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
4. 当社及び契約者は、相手方が前三項の規定に違反した場合、本規約の規定にかかわらず、催告その他何等の手續及び解除を受けた当事者に対しいかなる損害の補償も要せず、直ちに利用契約の解除をすることができるものとします。

以上